

法整備に向けた論点 (パート・有期雇用関係)

1 司法判断の根拠規定の整備関係

- 現行法制は、「司法判断の根拠規定」として十分に機能を果たしているか。
(規定の明確性等)
- 比較対象労働者をどのように定義するか。

2 説明義務の整備・いわゆる「立証責任」関係

- 説明義務の在り方 (意義・説明の時期・具体的内容等)
- いわゆる「立証責任」の実態
- 待遇差に対する規範の在り方 (合理／不合理)
- いわゆる「立証責任」と説明義務との関係性

3 その他(履行確保の在り方等)

- 非正規雇用労働者を含む労使のコミュニケーションの在り方 (個別労使・集团的労使)
- 司法による待遇改善と行政 ADR (裁判外紛争解決手続)・報告徴収等による待遇改善の利点・欠点
- 法制の枠組みの在り方／パート・有期雇用との間の規制レベルの違い
- 法整備とガイドライン案の関係性 (法的根拠・法的効力)